

5 料金低減化等への取組

5.1 効率化などの取組による料金の改定

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（2014年10月公表）において、リサイクル料金の低減化に関して、「製造業者等において、回収される資源の価格動向や委託先のリサイクルプラントにおける処理の効率化等を勘案し、エアコンのリサイクル料金の引き下げが行われてきたところである。また、環境配慮設計の観点から、製造業者等においては、製品設計者がリサイクルプラントで解体実習を実施することによるリサイクルのし易さの設計へのフィードバックや、取り外しねじの位置等を示すリサイクルマークの表示、解体工数の削減等を通じて、リサイクル費用の低減化に努めてきたところである。」と報告されました。

各製造業者等が公表した最新のリサイクル料金は、家電製品協会ホームページの「再商品化等料金一覧（家電リサイクル料金）」で確認できます。

再商品化等料金一覧（家電リサイクル料金）

⇒ https://www.rkc.aeha.or.jp/consumer/recycle_price.html



これまでのリサイクル料金の推移は、以下のとおりとなっています。

図表Ⅲ－5 一部の製造業者等によるリサイクル料金の推移

品目	区分	家電リサイクル法施行当時のリサイクル料金	2007年4月1日引取分より	2008年11月1日引取分より	2011年4月1日引取分より	2013年4月1日引取分より	消費税8%変更2014年4月1日引取分より	2015年4月1日引取分より	2016年4月1日引取分より	2017年4月1日引取分より	消費税10%変更2019年10月1日引取分より
エアコン	区分なし	3,675円 (3,500円)	3,150円 (3,000円)	2,625円 (2,500円)	2,100円 (2,000円)	1,575円 (1,500円)	1,620円 (1,500円)	1,404円 (1,300円)	972円 (900円)	990円 (900円)	
	テレビ										
テレビ	大16型以上	2,835円 (2,700円)	2,835円 (2,700円)				2,916円 (2,700円)	液晶・プラズマ式テレビ	2,916円 (2,700円)	2,970円 (2,700円)	2,970円 (2,700円)
								ブラウン管式テレビ	2,376円 (2,200円)	2,420円 (2,200円)	2,420円 (2,200円)
	小15型以下	1,785円 (1,700円)	1,785円 (1,700円)				1,836円 (1,700円)	液晶・プラズマ式テレビ	1,836円 (1,700円)	1,870円 (1,700円)	1,870円 (1,700円)
								ブラウン管式テレビ	1,296円 (1,200円)	1,320円 (1,200円)	1,320円 (1,200円)
冷蔵庫・冷凍庫	大17L以上	4,830円 (4,600円)	4,830円 (4,600円)				4,968円 (4,600円)	4,644円 (4,300円)		4,730円 (4,300円)	
	小17L以下			3,780円 (3,600円)			3,888円 (3,600円)	3,672円 (3,400円)		3,740円 (3,400円)	
洗濯機・衣類乾燥機	区分なし	2,520円 (2,400円)					2,592円 (2,400円)	2,484円 (2,300円)			2,530円 (2,300円)

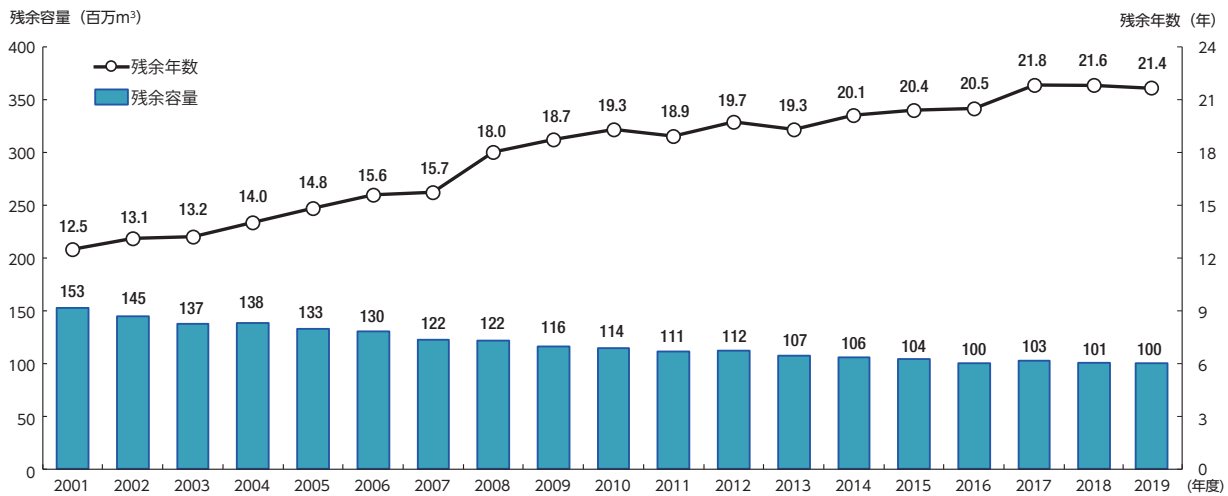
（注）上記料金は、上段が消費税込み、下段（ ）内が消費税抜きの金額。

5.2 最終処分場の残余年数長期化への貢献

環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和元年度）」によると、2019年度末時点で全国にある一般廃棄物最終処分場は1,620施設（うち2019年度中の新設は12施設で、稼働前の9施設を含む。）で、総残余容量は99,507千m³、残余年数¹¹は全国平均で21.4年となり、

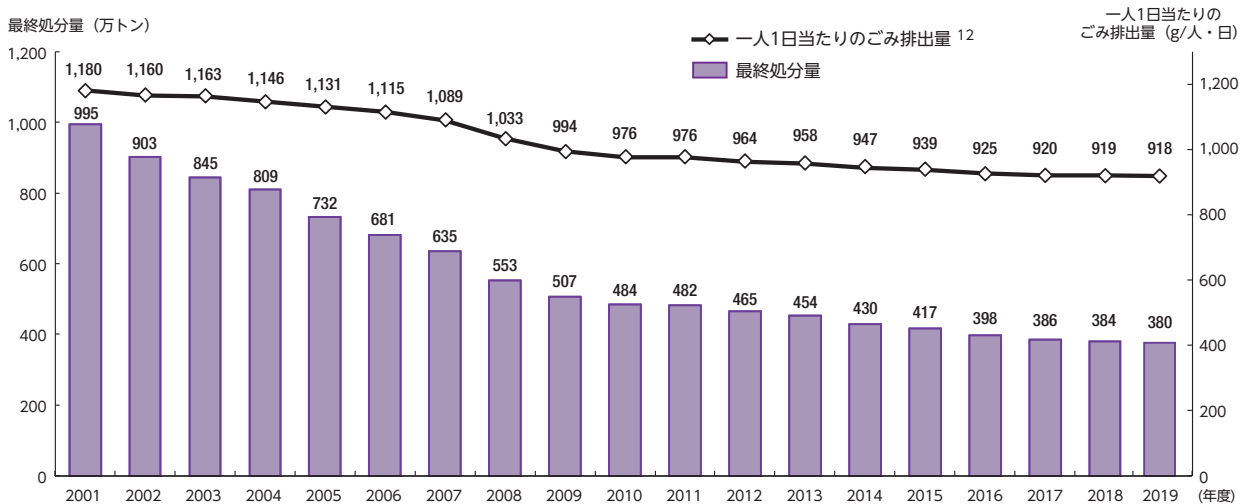
残余容量、残余年数とも2018年度に対して減少しました。一般廃棄物の最終処分量の減少は、ごみ排出量の減少によるものであり、家電リサイクル法に基づく廃家電4品目のリサイクルもこれに寄与しています。

図表Ⅲ-6 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移



〔出典〕環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和元年度）について」（2021年3月30日環境省公表「一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和元年度）について」）より作成

図表Ⅲ-7 最終処分量と国民一人当たりのごみ排出量の推移



〔出典〕同上

11 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立てが行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出されます。

$$\text{残余年数} = \text{当該年度末の残余容量} \div (\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ごみ比重})$$

(埋立ごみ比重は0.8163とします。)

12 2012年度以降は外国人人口を含む。